

介護老人福祉施設サービス利用料金表

平成27年8月1日 現在

【利用者負担額】(介護保険を適用する場合) ※介護保険負担割合証をご確認ください。

	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
1.サービス利用料金	5,765円		6,471円		7,188円		7,894円		8,579円	
2.うち、負担割合により 介護保険から 給付される額	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
	5,188円	4,611円	5,823円	5,175円	6,469円	5,750円	7,104円	6,314円	7,721円	6,863円
3.サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	577円	1,154円	648円	1,296円	719円	1,438円	790円	1,580円	858円	1,716円
4.食事の提供に 要する費用	1,380円									
5.居住費	多床室(840円)									

※ 所得段階に応じて、4.食費 5.居住費の減免制度がございますので、負担限度額認定証をご確認ください。

介護保険給付対象サービス特別加算料金表

(各種加算は算定要件を充足した場合、要介護度にかかわらず加算されるご入所者負担日額及び月額となっています。)

加算	内容(算定要件)	日額(1日あたり)	
		1割負担	2割負担
1 個別機能訓練加算	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同してご入所者毎の個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行う。	13円	26円
2 栄養 ケアマネジメント加算	管理栄養士、医師、看護職員、介護支援専門員が共同してご入所者毎の栄養ケア計画を作成し、計画に従って栄養管理を行い、栄養状態を定期的に記録する。	15円	30円
3 看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置する。	4円	8円
4 看護体制加算(Ⅱ)ロ	基準の看護師の数に1を加えた数以上の看護師を配置しており、夜間における連絡・対応体制(オンコール体制)に関する取り決め(指針やマニュアル等)の整備がなされている施設の加算です。	9円	18円
5 サービス提供 体制強化加算(Ⅲ)	介護職員総数に対して勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上配置されている場合	6円	12円
6 夜間 職員配置加算(Ⅰ)	夕食から翌朝の朝食の間に従事する看護・介護職員の数が最低基準を1名以上上回っている場合。	14円	28円
7 精神科医加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導。	5円	10円

加算	内容(算定要件)	月額(1カ月あたり)	
		1割負担	2割負担
1 口腔衛生管理体制加算	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科医衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。	32円(月)	64円(月)
2 経口維持加算(Ⅰ)	誤嚥が認められる入所者に対して、経口による継続的な食事の摂取を進めるために食事の観察及び会議等に医師等が加わった場合。	422円(月)	844円(月)
3 介護職員 処遇改善加算(Ⅰ)	居住費、食費を除く介護給付費の合計の5.9%かかります。	算定要件に 該当する利用者	

	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担	1割負担	2割負担
負担割合										
合計	2,863円	3,506円	2,934円	3,648円	3,005円	3,790円	3,076円	3,932円	3,144円	4,068円

※ 経口維持加算Ⅰを除く場合は利用料に1カ月あたり 32円(1割負担) 64円(2割負担)加算されます。
経口維持加算Ⅰを含む場合は利用料に1カ月あたり 454円(1割負担) 908円(2割負担)加算されます。